

奈良県告示第六十八号

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第七条第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

令和三年六月十五日

奈良県知事 荒井 正 吾

売りさばき場所	所在地	名称	廃止年月日
橿原市久米町八六 二番地 橿原観光 ホテル	奈良市川上町七二八番 地の一〇	株式会社近鉄旅館 システムズ	令和三年七月三 十一日